

平成22年10月27日

各位

株式会社日本エスクロー信託

投信法第208条に基づく投資法人資産の分別管理受託について

株式会社日本エスクロー信託は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」という。）第208条に基づく、登録投資法人の資産の保管に係わる業務に対応するため、下記のとおり「資産保管委託業務」及び「金銭信託業務」を受託いたしました。

記

1. 資産保管委託契約及び金銭信託契約締結の概要

弊社は、登録投資法人の投信法第208条への対応として、資産保管委託業務を受託いたしました。また、その資産のうち金銭の保管を行うため、登録投資法人からその資産を分別管理すること、及びその支払債務を確実に履行することを目的とした金銭信託を受託いたしました。

(※1) 投信法第208条第1項において、登録投資法人は、資産保管会社にその資産の保管に係わる業務を委託しなければならないと規定され、さらに同条第2項において、資産保管会社は、

- ①信託会社等
- ②金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者
- ③前2号に掲げるもののほか、内閣府令で定める法人

のいずれかに該当する法人でなければならないと規定されております。

(1) 委託業務の範囲

- ◆ 有価証券等の保管業務
- ◆ 金銭の保管業務・・・金銭信託契約に基づく業務を行う
- ◆ 諸書類の保管業務
- ◆ 投信法第211条第2項に基づく帳簿書類の作成及び保存業務
- ◆ 前各号に付随する業務

(2) スキーム

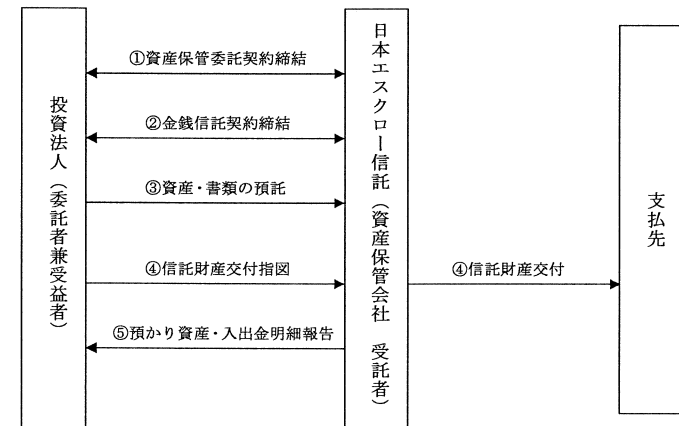
登録投資法人（以下、「A会社」という。）を委託者とし、弊社を資産保管会社とする資産保管委託契約及びA会社を委託者とし、弊社を受託者とする金銭信託契約（A会社を委託者兼受益者とする自益信託）です。

- ① A会社及び弊社の二者間で、資産保管委託契約を締結します。
- ② A会社及び弊社の二者間で、金銭信託契約を締結します。
- ③ 弊社は、A会社の資産のうち金銭を信託財産として銀行口座で管理し、それ以外の資産

及び書類を取引銀行の貸金庫等で保管します。

- ④ うち金銭についてA会社の毎月の支払については、A会社の信託財産交付指図により、弊社が信託財産から支払先へ銀行送金します。
- ⑤ 毎月末現在において、預かり資産の明細と金銭の入出金明細を委託者へ報告します。

2. スキーム図



なお、本件に対するご照会は 下記ホームページの「お問い合わせ」からご質問下さい。
担当者からご連絡差し上げます。

ホームページアドレス <http://www.j-escrow-trust.co.jp/index.htm>

(連絡先)

株式会社日本エスクロー信託 営業部

電話番号 045-325-5081

以上